

障害者活躍推進計画

機関名	北谷町教育委員会
任命権者	北谷町教育委員会
計画期間	令和4年度から令和8年度まで（5年間）
北谷町における障害者雇用に関する課題	<p>令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されたことに伴い、障害者法定雇用率の算定基礎となる職員が増加し、法定雇用障害者数が未達成であった。</p> <p>そのため、令和3年を計画期間とする障害者採用計画を作成するとともに、積極的な採用活動を行い、令和3年12月31日時点では法定雇用率を達成している。</p> <p>今後も、積極的な採用活動等を行い、法定雇用障害者数を維持するとともに、障がい者である職員を含むすべての職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むことが必要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>当該年度6月1日時点の法定雇用障害者数以上を目標とする。</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>（評価方法）</p> <p>毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
①障害者の活躍を推進する体制整備	<p>障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
②障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>
③障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○人事評価における期首、中間、期末面談の際、障害のある職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

障害者活躍推進計画

	<ul style="list-style-type: none">・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
④その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。